

# ○北海道後期高齢者医療広域連合監査委員規程

制 定 平成 19 年 8 月 7 日 監査委員規程第 1 号

最近改正 平成 30 年 3 月 29 日 監査委員規程第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員の協議)

第 2 条 監査委員の監査等に関する重要事項は、原則として監査委員の協議に基づき執行するものとする。

2 前項の協議は、監査委員相互において必要と認めたととき、随時に行うものとする。

3 第 1 項の協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 監査等の方針に関すること。
- (2) 監査等の計画及び執行に関すること。
- (3) 監査等の結果に関する報告の決定又は意見の決定、講評、提出及び公表に関すること。
- (4) 規程の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、監査委員の職務運営に関し協議の必要があると認めること。

## (事務局)

第 3 条 事務局長（以下「局長」という。）は広域連合事務局次長の職にある者を、書記は総務班に属する職員をもって充てる。

2 事務局に、事務局次長（以下「次長」という。）を置く。

3 次長は、総務班長（総務班に監査及び監査委員に関する事務を分担する担当班長を置いたときは、当該担当班長）である書記をもって充てる。

## (職務)

第 4 条 局長は、監査委員の命を受けて監査委員に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、上司の命を受けて委員会の事務を掌理し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (専決)

第 5 条 局長及び次長の事務専決については、北海道後期高齢者医療広域連合事務専決規程（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合訓令第 2 号）の例による。この場合において、局長は広域連合事務局長及び広域連合事務局次長の専決事項を、次長は班長の専決事項を、それぞれ専決するものとする。

2 局長は、前項の規定により専決する事項のほか、監査委員が特に指定した事項について、専決できるものとする。

## (起案及び決裁)

第 6 条 文書の收受、処理、編さん及び保存に関しては、北海道後期高齢者医療広域連合文書事務取扱規程（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合訓令第 3 号）の例による。

2 前項の場合において、収発件名簿に記載する発送文書に付する記号は、「北後広監」とする。

## (告示の方法)

第 7 条 監査委員の告示は、広域連合の掲示場に掲示して行う。

## (公印)

第 8 条 公印の名称、書体、形状、寸法、個数、様式及び保管責任者は、別表のとおりとする。

### 附 則

この規程は、平成 19 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平 20. 4. 1 監査規程 1）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 3. 6 監査規程 1）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

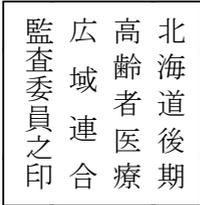
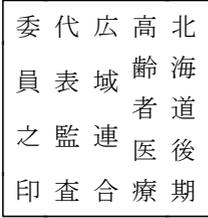
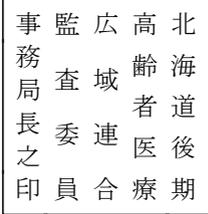
附 則（平 22. 3. 31 監査規程 1）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.29監査規程1）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

名 称	書 体	形 状	寸 法 (ミリメートル)	個 数	様 式	保管責任者
北海道後期高齢者医療広域連合監査委員之印	てん書	正方形	25×25	1 個	 <p>監査委員之印 広域連合 高齢者医療 北海道後期</p>	監査委員事務局 局長
北海道後期高齢者医療広域連合代表監査委員之印	てん書	正方形	25×25	1 個	 <p>代表委員之印 広域連合 高齢者医療 北海道後期</p>	監査委員事務局 局長
北海道後期高齢者医療広域連合監査委員事務局長之印	てん書	正方形	25×25	1 個	 <p>監査委員事務局長之印 広域連合 高齢者医療 北海道後期</p>	監査委員事務局 局長